

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情などで表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報取得やコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約第2条では、言語が「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

また、我が国ではこの障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

我が国は平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准したが、手話が音声言語と対等な言語であることについて広く国民の認識を深めるとともに、ろう者が家庭や学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められる。

よって、国におかれては、以上の内容を踏まえた「手話言語法」を制定するよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐文